

令和6年度市町村企業版ふるさと納税支援事業業務に係る企画提案競技に関する質問への回答

No.	質問項目	質問内容	回答
1	仕様書4(1)交流会等の開催②交流会の開催	最低参加企業数を確保できなかった場合はどのようになるのでしょうか。	計画期間中は、遂行状況の管理をしていただきます。最終的に確保できなかったとしても、提案者の不利益はないものとする予定ですが、誠実な履行が認められない場合はこの限りではありません。
2	仕様書4(1)交流会等の開催②交流会の開催	開催時期について想定はありますでしょうか。	マッチング交流会後のフォローアップの実施期間を考慮し、10～11月頃の開催を想定しております。
3	仕様書4(1)交流会等の開催③事業企画マッチングの実施	「県が提示する事業企画マッチングに興味のある市町村等」は何団体程度の提示を想定していますか。また、何件程度の企画立案に関与することを想定されていますか。	5市町村程度の提示及び企画立案を想定しております。
4	仕様書4(1)交流会等の開催④マッチング交流会後のフォローアップ	成功報酬型のマッチング支援契約を締結している市町村等の寄附につながった場合、報酬額の取扱いはどのようになりますか。	本委託契約では、成功報酬型の支援契約に繋がった場合、報酬額まで縛るものではないため、委託業者にて適切に処理していただくことで差し支えありません。
5	仕様書6(1)第三者への委託	協力事業者(第三者)への委託を想定する場合、参加表明・企画提案書等の提出で必要な書類等がありますでしょうか。	書面提出は契約後かつ業務開始前になります。なお、提案書内には、連携関係が分かるように業務実施体制を記載してください。